

哲学的急進主義と歴史知識

—1826年のジョージ・グロート

川名 雄一郎

1. はじめに

本稿では、ジョージ・グロート (George Grote, 1794-1871) による古代ギリシアの民主政に関する1820年代の議論を検討する。グロートは、ウィリアム・ミットフォードの反民主的なギリシア史観を批判し、民主政を擁護する議論をおこなっていたが、本稿が注目するのは、グロートの議論における「公開性 publicity」という概念である。グロートが多大な影響を受けていたジェレミー・ベンサムやジェイムズ・ミルが「公開性」を、為政者による権力の濫用を監視する政治的原理として構想していたのに対し、グロートはそのような政治的機能にとどまらず、市民の知的・文化的な卓越性をもたらすという側面にも着目した議論を展開した。グロートにとってアテナイの民主政は、政治のあり方を超えて、公開性を通じて社会全体の知的活力を生み出す、文化的に最も優れた体制であった。

グロートのこの時期——というよりは、生涯を通じて——の思索にとって決定的だったのは20代半ばにジェイムズ・ミルと出会ったことであり、彼は晩年にいたるまでミルへの感謝と畏敬の気持ちを持ち続け、その名に言及する際にはつねに敬称を付していたと言われている¹⁾。シティで父親が経営していた銀行に勤めていたグロートは、おそらくその縁で経済学者のデイヴィッド・リカードと知り合い、そのリカードの紹介によってミルと知り合った。その時期については資料によって違いがあるが、1818年から1819年にかけてと考えられており、グロートはまもなくミルの紹介によってベンサムの知遇も得るようになった²⁾。

グロートの言論活動はミルやベンサムと知り合ってからそれほどの時を置かずに始まっているが、この時期のグロートはベンサムやミルの議論を引き写したような著作を出版している。たとえば、フィリップ・ビーチャムという筆名で1822年に出版された『人類の現世的幸福に対する自然宗教の影響の分析』は³⁾、ベンサムの草稿をもとにグロートが執筆したものであったが、そこでは自然宗教が道徳の基礎であるという神学的功利主義者ウィリアム・ペイリーの議論に対する批判を意図したと考えられる議論が展開されている。この著作は、宗教的権威や伝統といった、経験的に検証不可能なものに基づいた道徳を批判し、あらゆる制度や信念は、それが人々の具体的な「現世的幸福」を増進させるか否かという功利主義的基準によって評価されなければならない、というベンサム主義の中心的主張を擁護するもの

であった。

また、政治論に関しても同様であって、代表的なものとして『議会改革問題に関する声明』(1821年)を挙げることができる⁴⁾。これはジェイムズ・マッキントッシュによるウィッグの稳健的改革論の立場からのベンサム主義的急進的改革論批判に対する反論として書かれたものであった。

『問答形式による議会改革案』(1817年)においてベンサムは、混合君主政や制限君主政は「現実には、そして実質は絶対的」であるとして批判し⁵⁾、「人民によって行使される唯一の権力は自らの代理人を選ぶという権力であり、そして代理人が支配者を選ぶような民主政」という代議制民主政を高く評価した⁶⁾。「他のいかなるものも、民主政と呼ばれてきているとしても、名前だけで実質をもっていない⁷⁾。」ベンサムの考えでは、代議制民主政の実現は、選挙権の平等、実質的普通選挙、毎年選挙、秘密投票などを骨子とした急進的議会改革の成否にかかっていた。

ベンサムの提案したこのような急進的議会改革案を、いわゆる階級代表論に依拠しながら批判したのがウィッグのジェイムズ・マッキントッシュであった。『エディンバラ・レビュー』において、マッキントッシュは、議会改革そのものに反対しているわけではなく批判はその具体的なあり方についてであるとし、急進的改革に反対して稳健的改革を主張した⁸⁾。ベンサム自身はこのマッキントッシュの議論に対する反論を公表することはなく⁹⁾、哲学的急進派のなかで反論の役割を担ったのがグロートであった。

グロートの議論は、ベンサムの議論とともに、ジェイムズ・ミルがグロートのこのパンフレットに先立って1820年に『ブリテン百科事典補遺』に発表していた「政府論」の議論にも依拠したものであった¹⁰⁾。「政府論」においてジェイムズ・ミルは、政治学の目的について、支配者の権力の濫用を防いで社会の多数者の物質的利益を擁護することで最大多数の最大幸福を達成することを最も重要なものとし、統治者が被治者の利益ではなく自己の利益を追求するのは、非民主的な政治構造に起因する必然的な結果である——支配層が自らの利益のために行動するのは彼らの個人的な道徳的欠陥のためというよりは、制度がそれを許容し、さらには助長しているからである——と主張した¹¹⁾。

ミルの強い影響下にあったグロートもまた、『議会改革問題に関する声明』で、政治学の目的是「支配者と被治者のあいだの関係を調整することを教えること」であり、議会改革は、政治学の原理にしたがって、「支配者と共同体の利益を一致させる」ためのものであると主張し¹²⁾、このような見地から、ウィッグの稳健的改革案（グロートは「部分的改革」とも呼んでいた）を不十分なものとして批判し、全面的な急進的改革——選挙権の平等、実質的普通選挙、毎年選挙、秘密投票——を主張した¹³⁾。

また、少し時代が下ってのことになるが、彼は1831年にも『議会改革の要点』を出版しているが、ここでも同じように急進的改革が主張されている¹⁴⁾。1832年の議会改革実現後

の1833年に下院議員となって後に彼がもっとも精力的に取り組んだのは秘密投票の要求であったが、議会改革実現前の1830年に出版されたこのパンフレットでもっとも強く主張されていたのは選挙権の拡大であった。彼の考えでは、選挙権が限定されているかぎり政府は選挙権をもつ一部の階級の邪悪な利益を擁護する手段とならざるを得ず、選挙権を拡大することによって可能なかぎり人民の利益が政府の目的となるようにしなければならなかった。

これらの議論をみてみると、「ジェイムズ・ミルのもっとも忠実な弟子であった」（ウィリアム・トマス）という評価は、少なくとも1820年前後のグロートに関するかぎり、大きな修正の必要性を感じさせるようには思われない¹⁵⁾。

グロートのこのような政治的立場を踏まえつつ、本稿ではグロートが1826年に公表した古代ギリシアに関する論考である「古代ギリシアの制度」の内容を検討する。以下では、まずグロートの同時代の古代ギリシア論を素描した上で、それらとの関係を軸に彼の古代アテナイ民主政を検討し、その後その特質をベンサムの民主政論——とくに「公開性」に関する議論——との関連から解釈することの可能性を探りたい。

2. ミットフォード『ギリシア史』をめぐる19世紀初頭の知的コンテクスト

2-1. ミットフォードの偏向

近代ヨーロッパにおいて古代ギリシア政治、とりわけアテナイの政治制度に対する関心が高まりを見せるようになるのは18世紀末以降のことであったと言われている¹⁶⁾。この時期には、1786年にはスコットランドの王室歴史編纂官であったジョン・ギリースの『古代ギリシア史』が2巻本として出版され、それと前後して1784年から1810年にはウィリアム・ミットフォードの『ギリシア史』が出版されている。そのうち、ミットフォード『ギリシア史』は、1835年にグロートのチャーター・ハウス以来の友人であったコノップ・サールウォールの『ギリシア史』が出版される頃まで、英語圏におけるギリシア史の標準的著作となっていた¹⁷⁾。

ギリースとミットフォードの著作はいずれもトーリー的な反民主政の立場からのものであり、古代ギリシアのなかではアテナイよりもスパルタを評価するものであったが、このような見解は当時にあってはけっして珍しいものではなかった。18世紀末にギリシア、とりわけアテナイの民主政に対する関心——より限定すれば否定的見解——が高まっていったことの要因のひとつとして、アメリカとフランスで起きたふたつの革命の影響も指摘される。

ミットフォードの議論が重要なのは、その政治的立場がどのようなものであったとしても、古代ギリシアの政治制度を同時代の民主主義をめぐる論争のなかに引き上げたことにあった。19世紀末になってからの回顧的評価を引用するならば、ミットフォードは歴史家としてもイングランド論者としても一流ではなかったけれども、「ギリシア史が実践的な意味をとも

なった、現代においても生き生きとした対象であることを示した最初の特筆すべき著作家」として高い評価に値する人物であった¹⁸⁾。

いわゆる「トーリー的偏見」にみちていたミットフォードの議論は、イングランドの均衡国制を絶対的なものとして奉じた上で、このような基準をアテナイの政治制度にも適用し、アテナイの民主政を模範とした改革論に対する敵意を示していた。ミットフォードの考えでは、スパルタも含めた古代ギリシアのすべての国民には統治を成し遂げる資質が欠けていた。彼によれば、ギリシア人は戦争技術には優れていたかもしれないが、

……残念なことに、より重要な科学については不完全であった。その科学とは、私たちが統治機構と呼んでいる大きな機械を作り上げ、国家に存在しているさまざまな階層の人々を調和させ、財産の安全を確保するとともに財産を持たない人々へ同じ正義を同時にたらし、すべての階層の善良な人々が国家体制を保持することに対して利益を持つようにするとともに、節操がなく不穏な人々に混乱から体制を守ることを強く強制させ、私的権利と公共の権力行使を両立させ、既存の事物の秩序を維持することに対して見出だす私的な利害関心を愛国心の基礎とし全体の平和と公共精神の源泉とするようなものである¹⁹⁾。

文字による記録が残されていない紀元前12世紀から9世紀にかけてのいわゆる暗黒時代に王政から貴族政に移行し、徐々に民主主義的原理が影響力を増していくなかで紀元前6世紀になって民主政が確立するというギリシア史の過程は、ミットフォードの考えでは、王政が民主政に堕落していく過程にほかならなかった。このように考えるミットフォードにとって、紀元前338年にギリシアがマケドニア王国によって征服されたことはむしろ幸運なことであった。

アテナイにおける民主政の淵源は、ミットフォードによれば、紀元前594年に最高職であるアルコンの地位にあったソロンによって遂行された、いわゆるソロンの改革によるティモクラティア（財産政治）の始まりに求められる。すべての自由市民が集う民会、4つの身分からそれぞれ100人ずつ選出された計400人からなる評議会、および貴族の牙城で最高官職であったアルコン経験者を構成員としていたアレオパゴス会議という3つの団体の間で権力の均衡が保たれることが期待されていたが、ソロンは民会に過度に権力を付与してしまったために安定した国制を作り上げることに失敗した。こうして、ソロンの改革は、権力を行使する能力のもっとも欠けている人々にほとんど無制限の権力を与える一方で、代表制ではなかったために個々の市民が他の誰にも責任を負わないという状況を作りだしてしまい、「人民による専制」という結果に終わった²⁰⁾。

ミットフォードはアテナイ市民を移り気で暴虐なものとして描き、彼らをフランス革命期

の急進化・暴力化した市民になぞらえていた。ミットフォードによれば、アテナイだけでなくギリシア全体において階級対立・党派対立が絶えなかったのは、「私的な善を集めたものが公共の善であり、その系として、個人の権利は法律によって確立されることで神聖なものとなる」という「健全なイングランド的原理」を彼らが知らなかつたからであった²¹⁾。ミットフォードの考えでは、ギリシア人は公共善と私的善が潜在的に対立する関係にあると考えていたために、市民による統制が制度的に保証されていない統治制度はどのようなものであっても信頼することができなかつた²²⁾。

ミットフォードの反民主政的態度は僭主政を擁護する議論にも明らかである。彼にとって、キュロンの改革から約70年後、そしてソロンの改革から約30年後にクーデター的行動によって僭主政を確立したペイシストラトスは称賛すべき人物であった。ミットフォードの考えでは、ペイシストラトスは党派的活動によって権力を掌握したものの、権力を掌握して以降は、法律を順守し、貧民をいたわり、産業を振興し、芸術を奨励した賢明な僭主であり、ペイシストラトスの治世下のアテナイでは市民の生活は安定し、産業活動も良好であった。ミットフォードにとって、ペイシストラトス時代が古代アテナイ史における頂点であった。

ミットフォードの古代アテナイ史理解の特徴は、グロートやその他の歴史家の多くがアテナイの民主政の創始者とみなすことになるクレイステネスに対する低い評価からもうかがうことができる。彼にとって、ペイシストラトスの子である僭主ヒッピアスが追放された後に権力を掌握したクレイステネスは、下層市民の支持を取り付けることによって自らの党派の勢力を拡大することに専心した利己的な人物であった。

クレイステネスが紀元前508年におこなった、民主政の基礎を確立したと評価されるクレイステネスの改革（10部族制の創設、五百人評議会の設置、陶片追放の採用）について、ミットフォードは民主的改革ではなく、クレイステネスが自らの野望を達成するための手段であったと考えた。このような見地からミットフォードがとりわけ強く批判したのが陶片追放であり、彼の考えでは、この制度は優れた指導者に対する民衆の嫉妬感情に制度的な表現を与えたものに他ならなかつた。クレイステネスの改革の結果として、過度な民衆支配が生み出され、国制はその均衡を完全に失い、国家としての自己改善能力・完成可能性を喪失したというのがクレイステネスの改革以降のアテナイに対するミットフォードの認識であった。ミットフォードの考えでは、勢力間の均衡を失って自己改善能力を喪失した国家の改革は、外部の圧力によらなければならなかつた。先に指摘した、マケドニアによるギリシア征服に対する彼の高い評価はこのような認識にもとづくものであった。ミットフォードは、マケドニアのピリッポス2世（紀元前382年－紀元前336年、在位紀元前359年－紀元前336年、アレクサンドロス大王の父）を高く評価し、その王政をイングランドと同じような制限王制として描き出すことになった。

2-2. マコーリーの切斷

ミットフォードの議論は、19世紀初頭のイギリスの定期刊行誌においてもしばしば論評の対象となっていた。

早い段階では1808年に『エディンバラ・レビュー』にヘンリー・ブルームによる書評が掲載されており、そこで彼はミットフォードの『ギリシア史』について「クセノфон以来、最良のもの」という高い評価を与えていた²³⁾。とはいえ、彼がミットフォードに対して無批判であったわけではなく、民主主義への反感がミットフォードの歴史叙述の価値を損なっているとして批判していた。とりわけ彼が批判の対象としたのは、マケドニアのピリッポス2世に対するミットフォードの高い評価であった。

同じウィッグという政治的立場からの論評としては、だいぶ時代が下った1824年11月に公表されたトマス・マコーリーのものがある²⁴⁾。先述したように、ミットフォードの著作を契機としてギリシアの政治制度というトピックが民主主義をめぐる同時代の論争のなかに引き上げられたことがしばしば指摘されるが、このことと関連づけて言えば、ある意味でマコーリーはこのような流れに抵抗しようとした人物であった。

マコーリーは、良いコートとは着る人の体に合わせて仕立てられたものであり、コートの良さがそれを誰が着るかによって異なっているのと同様に、どのような政府が良い政府なのかはそれぞれの社会によって異なるという考えをしめていた²⁵⁾。マコーリーの考えでは、ミットフォードの「お気に入りの立法者」であるスパルタのリュクルゴスこそ²⁶⁾、このような統治制度と社会の間の適合性についての理解を欠いていた人物に他ならず、したがってこのような人物に対する好意的評価はこの適合性に対するミットフォードの無理解を象徴するものに他ならなかった。マコーリーによれば、リュクルゴスは「間違った原理に基づいてすべての制度を作り上げ」、「政府は人のためにある」ということをまったく考えることなく、「国制を人民に適合させるのではなく、人民の精神を国制に適したものに歪め」た人物であり、『ガリヴァー旅行記』にててくるラピュータのようなものであった²⁷⁾。

マコーリーはミットフォードの寡頭政擁護論を批判し、アテナイの民主政の長所を認めていた。たとえば、マコーリーは、寡頭政は民主政の悪弊の象徴としての陶片追放と何ら変わらないものであると指摘し、「寡頭政は陶片追放そのもの」であると述べている²⁸⁾。マコーリーの考えでは、陶片追放のような行き過ぎはあったものの、概してアテナイにおいては民主政がうまく機能しており、それは民主政がうまく機能するために都合の良い条件が当時のアテナイ社会に存在していたからであった。したがって、アテナイの民主政はアテナイと異なった社会状態にある現代のイギリスにとって何のモデルにもならないというのがマコーリーの主張であった。こうして、彼はウィッグの稳健的改革の立場から、ミットフォードのトーリー的な反改革の姿勢を批判しつつも、その改革のモデルとしてアテナイに言及するという戦略は取らなかった²⁹⁾。

このような見解とも関連するが、マコーリーは「これは歴史書なのか、政治パンフレットなのか」と疑問を投げかけて³⁰⁾、ミットフォードの議論がその政治的偏向ゆえに資料の扱いなどの点で問題があることを批判するとともに、その議論が政治史に過度に偏っていることを批判していた。マコーリーは政治的見解から自由な「詩、哲学、芸術の興隆と発展についての完全な記録」としてのギリシア史の必要性を強調した³¹⁾。彼の考えでは、アテナイにおいて実現していた自由こそが優れた文芸をもたらしたが、その自由は、現実のアテナイにおいてはどうであったとしても、民主政とは直接的に結びつく必然性はないものであった。

ここでとりわけ興味深いのは、マコーリーが文化的卓越性と民主政の必然的結びつきを否定していたことである。以下で見ていくように、グロートは、マコーリーとは逆に、古代ギリシアにおける公開性に着目することで、この両者の結びつきの必然性を主張することになる。

2-3. グロートの転回

グロートの「古代ギリシアの制度」が『ウェストミンスター・レビュー』に公表されたのは、マコーリーの論考の発表後まもない1826年4月のことであった³²⁾。そのなかでグロートもまたミットフォードの政治的偏向を厳しく批判していた³³⁾。グロートの考えでは、ミットフォードは事実の収集についてもその解釈についても不十分であって、とりわけ致命的なのは、ギリシアに対する議論がイングランドの政治制度に対する無批判的な賞賛によって歪められていたことであった。グロート自身の例を用いるならば、ミットフォードが民主政下のアテナイの市民を形容するために使った「主権をもった乞食 sovereign beggars」という表現はミットフォードの民衆に対する敵意がむきだしになつたものであった³⁴⁾。

グロートによれば、ミットフォードの反民主主義的偏向はその著作の全般にわたっているものの、フランス革命以降に執筆された箇所に特に強く見られていた。たとえば、1790年に出版された『ギリシア史』第2巻は紀元前479年のペルシア戦争終結から紀元前404年のアテナイの敗北によるペロポネソス戦争終了までを扱っていたが、そこではアテナイの急進的民衆派がフランスの革命論者と類似のものとして描き出され、批判の対象となっていた。このように、ミットフォードはイングランドの均衡国制を絶対的基準として、それとの比較によってギリシアの政治体制の優劣を判断していたが³⁵⁾、このような基準はまったく哲学的・科学的なものではないし、このような基準に基づいた歴史叙述は、「社会の仕組み」や「ギリシアの諸現象が示している人間本性の原理をさまざまに描き出す」という歴史のあるべき役割を果たすことに失敗しているというのがグロートの考え方であった³⁶⁾。

こうして、マコーリーと同じようにグロートもミットフォードのものに代わる新しいギリシア史の必要性を主張していたが、グロートの求めるギリシア史はマコーリーが求めていたものとは異なっていた。それは、あくまでも政治・社会的に重要な事件・事象を主題とし、それらを「哲学と調査」によって、すなわち資料に基づいて「科学的に」描き出すものであ

った³⁷⁾。このようにして描かれるギリシア史は、結果として、「民主政はすべてのギリシアの統治制度のなかで群を抜いて最良のもの」であり、「ギリシア史の魅力と栄光をもたらしている個人の才能の卓越さと多様さは、民主政のみに（そして、実質的には民主政と同等なある種の開かれた貴族政に）帰せられる」ということを示すものとなり³⁸⁾、民主政の利点を「科学的に」明らかにするものになるというのがグロートの考えであった。

「古代ギリシアの制度」においてグロートは民主政の利点として以下の3点を指摘していた。第1は、権力が正しい形で、人民の幸福を目的として行使されることを保証することである。第2は、裕福な少数者の邪悪な利益が擁護されることを防止することである。グロートの考えでは、権力の濫用を防止することによって人民の幸福を達成することができるのは民主政だけであって、王政や寡頭政はそもそも人民の幸福をまったく考慮することのない体制であった。彼によれば、少数の富裕者はつねに自分の利益しか考えておらず、その利益はつねに人民一般・社会全体の利益と相反するものであって、それゆえに人民一般と少数の富裕者はつねに対立する存在であった。グロートはギリシア史において民主政がこのような権力の濫用に対する防止として十分に機能しなかった事例があることを否定してはいなかったが、このことは民主政に対する反対論の根拠とはなりえないと考えていた。というのは、王政や寡頭政においては、そもそもこのような権力の濫用に対する防止策が存在していないとされたからであった。

ベンサムおよびミルからの強い影響をうかがわせる、権力濫用の防止というこれらの議論とともに、この時期のグロートの民主政擁護論で興味深いのは、民主政の第3のメリットとして、個人が才能を発揮するのにもっとも適した政体であることが指摘されていることである。彼は「古代ギリシアの社会の状態を他の国、とりわけ現代ヨーロッパの社会状態と比べてみると、前者ほど個人の功名心を強く刺激しているようなところはどこにもないことが容易にはっきりとする」とし³⁹⁾、「民主政がなければ、ギリシア人の知的な早熟的発展は実現することがなかっただろう」と述べていた⁴⁰⁾。

アテナイの歴史のなかでもグロートが特に関心を向いているのがペリクレス時代であり、対スパルタであるペロポネソス戦争（BC431-BC404）の戦中から戦後にかけてのアテナイでは、紀元前429年のペリクレスの死去後、デマゴーゴスの登場によって民主政の構造的欠陥が露呈し、それ以降、紀元前411年の四百人支配と紀元前404年の三十人支配というごく短期間の寡頭政復活を経験しつつも、なお一世紀以上にわたって民主政が維持されていくが、ペロポネソス戦争以降のアテナイは徐々に国力を喪失し、最終的には紀元前4世紀半ばに急速に台頭してきたマケドニアに屈服することになった。上述のように、その政治的立場からすれば当然のこととして、ミットフォードはこの時期のアテナイの衰退を民主政の行き過ぎの結果として描き出した。

それに対して、グロートは紀元前4世紀のアテナイの民主政は実質的には貴族政に堕して

いたという解釈を示して、この時期のアテナイの混乱を民主政に結びつけるミットフォードの議論を拒絶していた。このことは、1821年に執筆された「アテナイの統治制度について」という草稿からはっきりとうかがうことができる⁴¹⁾。そこでは、デモステネス（c. BC384-BC322）の時代のアテナイはごく少数の富裕者の支配下にあったという解釈が提示されている。実現することはなかったものの、デモステネスは「より完全で無制限の寡頭政」の構想を抱いており⁴²⁾、実際に確立されていた体制がデモステネスの構想と違っていたのは、グロートによれば、支配層に属していた個々の人物に対して細かく権限が与えられたという点のみであった。この貴族的支配層が民会を牛耳っていたために、民会は支配層の利益を擁護する機関と墮し、自由な討議、言論の自由は完全に失われていた。

3. グロートと公開性——ベンサム主義の継承と深化

ここまでみてきたように、グロートはミットフォードの保守的議論の批判しながら、古代ギリシアにおいて知的・文化的卓越をもたらした要因を民主政という制度的条件に求めた。とりわけ彼が着目したのが、公開性が果たした役割であった。公開性はベンサムやジェイムズ・ミルもきわめて重視したものであったが、この公開性への着目の仕方にこそ、グロートの古代ギリシア論を哲学的急進主義の枠内に位置づけようとする際に重要な手がかりがあるようと思われる。以下では、こうした相応関係を描くことによって、グロートが哲学的急進派の民主政論を古代ギリシア史のなかにどのように読み込もうとしたか、そして「公開性」の再定義を通じて、どのようにそれを深化させたかを検討する。

3-1. 公開性と世論法廷

ベンサムにとって公開性は、為政者の悪政や悪しき統治、および権力者が自己の利益を公益に優先させる「邪悪な利益 *sinister interest*」に対する究極の安全保障であった。彼は「公開性こそ正義の真髄である *Publicity is the very soul of justice*」と述べ⁴³⁾、公開性を公的権力に対する強固かつ包括的な監視原理として位置づけた。

この公開性を基盤として成立するのが「世論法廷 *Public Opinion Tribunal*」であった。世論法廷のアイデアはベンサムのいくつかの著作で論じられており、1820年代前半に出版されたものでは、『悪政に対する安全保障』があり、公刊自体は1830年まで遅れたものの、同時期に執筆されていた『憲法典』があった⁴⁴⁾。

ベンサムの議論の出発点には自己利益優先の原理がある。すなわち、権力者は放置すれば必ず公共の利益よりも私的利益を優先する。これは為政者個人の道徳的欠陥から生じるのではなく、制度そのものの構造的欠陥に起因する。ゆえに解決策は、政治家に徳を期待することではなく、彼らが公共の利益に奉仕せざるを得ないような環境を構築することであった。

世論法廷はその環境を形作る主要な機構であり、「政府権力の有害な行使に対する唯一の抑制」として構想された⁴⁵⁾。

ベンサムによれば、世論法廷は「人民という集団から発せられる法体系」であり、そこには意見を形成できるすべての人々が「裁判官」として参加する⁴⁶⁾。したがって、選挙権を持たない人々であっても、当該の問題に関心をもっているかぎり、その構成員になるものとされた⁴⁷⁾。世論法廷は、政府のあらゆる活動を監視し裁定を下す、組織化された公衆の集合的判断力を指し、判断のための事実を提供するという統計的・証拠提供機能、判断を下すという批判的機能、法の範囲で具体的な行動をするという実効的機能、改善案を提案するという改善勧告機能という4つの機能をもっていた⁴⁸⁾。

世論法廷の制裁力は物理的強制力ではなく、「社会的サンクション」によって行使されるものであった。すなわち、非難、信用失墜、評判の剥奪といった形をとり、最終的には選挙による公職者の罷免に結びつく。公式の司法府が成文法に基づき統治行為を裁断するのと同様に、世論法廷は公共の利益という規範に基づき権力者を裁断する。ベンサムが「最高構成権力にとっての世論法廷は、最高立法権力にとっての司法府である」と述べるように⁴⁹⁾、両者は体系的な類比関係に置かれている。このアナロジーも示唆しているように、世論法廷には与えられていたのは司法的な役割であり⁵⁰⁾、直接民主的な立法の役割が想定されているわけではなかった。

世論法廷がうまく機能するためには、それに参画する国民が十分な情報をもっている必要があり、そのためには統治に関連するあらゆる活動についての完全な公開性が不可欠であった。政府活動が秘密に覆われれば世論法廷は判断材料を失い、その機能は直ちに形骸化する。逆に公開性が担保されることで、世論法廷が適切な裁定を下すことが可能となる。ベンサムは政府のあらゆる決定、議会の討議、行政の記録などを原則的に完全に公開することを主張し、公開性の確保を通じて世論法廷の実効性を担保しようとした。

そして、公開性を実現するための出版の自由は、世論法廷を機能させるための前提条件であった。公開性の原理が実際に作用するためには、政府の活動に関する情報が広く流通し、公衆の間で意見が形成されなければならない。その媒介となるのが出版であり、特に新聞は重要な役割を担うとされた。ベンサムは、新聞をふくめた出版物の流通を妨げる行為を「信託違反」であり、主権者である国民に対する義務に背く行為とみなし⁵¹⁾、出版の自由に対するあらゆる制度的障害を專制の手段として批判した。

ベンサムは「出版と公開討論の自由というふたつの密接な関係を持つ自由」が良い統治に不可欠なものであることを論じた『出版と公開討論の自由』を1821年に公刊していたし⁵²⁾、『憲法典』においても、出版の自由を通じて議会や行政の活動が公衆に知らされることによってのみ、人民が「裁判官」として世論法廷に参加し、その役割を果たしうることを強調していた。こうして出版の自由は、単なる個人の権利としてではなく、国家制度を監視し、世

論の判決を可能にする制度的基盤として構想されていた。

出版の自由については、ミルも『ブリテン百科事典補遺』第5巻（1821年）に収められた「出版の自由」において、出版の自由のみが人民による「良い選択」を可能にする手段であり、「人類の利益の不可欠で最大の安全保障」であることを論じていた⁵³⁾。ミルによれば、悪政を除去する唯一の手段は人民の不満であり、出版の自由はその不満を作り出し、政府に対する合法的かつ平和的な反抗の主要な手段であった。出版の自由によって知識や情報が十分に与えられるならば、「すべての人々は理性をもっているから」、「少数の人々は誤ることがあるとしても、多数の人々は正しく判断し、証拠の力が最大のものが最大の印象を与えるという道徳的な確実性がある⁵⁴⁾」。

ベンサムやミルにとって公開性は、為政者を公衆の監視にさらし、腐敗や「邪悪な利益」を防ぐための政治的な情報の公開・流通の原理である点に最大の特徴があった。これに対して、以下でみていくように、グロートが強調する公開性は、討議や弁論を通じて市民の能力を育成し、知的・文化的卓越を生み出す社会的開放性に重心が置かれていた。つまり、ベンサムやミルにとっては、公開性は代議制民主政においてのみ完全に実現しうる⁵⁵⁾、政府の活動を市民が監視するための制度的装置であったのに対し、グロートは、代議制民主政のもとでなくても、古代ギリシアという特殊な社会条件において公開性が実現していたことを示すとともに、そのような政治的役割にとどまらない、社会全体の知的活力を生み出すという文化的な意義をもっていたことを示す議論を展開していた。

3-2. 古代ギリシアにおける公開性

哲学的急進派としてのグロートがベンサムやミルから受け継いだのは「公開性」に基づく統治モデルというべきものであった。言い換えれば、グロートによる古代ギリシア民主政の擁護は、単なる歴史叙述ではなく、民会や民衆裁判所などの政治制度や社会生活のあり方をベンサムやミルが論じた公開性の歴史的実例として再解釈する試みであったと理解できる。彼にとって古代ギリシアは、権力の專制を抑制し人民の幸福を確保する手段としての公開性が具体化されていた事例であり、哲学的急進派の理論的基盤を過去の歴史に求めるのに適した事例であった。ただし、グロートの解釈はベンサムの議論の祖述にとどまらず、独自の視点からの議論を加えるものでもあった。以下では、グロートが古代ギリシア社会における公開性をどのように分析し、それがどのようにして民主政と結びつき、そして知的文化的開花をもたらす契機となっていると考えていたかを検討する。

古代ギリシアにおける公開性を論じるにあたってグロートが着目したのは、アテナイをはじめとする古代ギリシアのポリスの小規模性であった。そこでは、市民の数が限られており、互いが日常的に「當時接觸」を保つ緊密な社会基盤が存在した⁵⁶⁾。この規模の小さによる物理的な近さが、互いの行動を常に監視し、個人に対する不正が直ちに共同体全体の問題とし

て共有される状況を生み出した。グロートはこの特性を「公共の利益に関わるあらゆる問題を継続的に討議する習慣を涵養し、為政者の施策を持続的に統制するうえで不可欠な出版による事実や論拠の拡散が存在しなかった時代において、到達可能であった最良の代償を提供了」と評価している⁵⁷⁾。

ここで重要なのは、グロートが出版の不在という歴史的制約を認識しつつ、それを補う制度的条件として——情報流通と意見形成の基盤としての近代的な出版の自由に代わるものとして——古代ギリシアにおける共同体の小規模性と公開討論の存在を位置づけた点である⁵⁸⁾。同じく公開性の意義を論じつつ、ベンサムやミルが出版の自由が政府を監視する世論の形成の基盤となることを論じていたのに対して、グロートは古代ギリシアにおいては共同体の小規模性と日常生活の公開性が出版の自由と同等の機能を果たしていたことを主張した。グロートは次のように述べている。

このように——小規模で密接な集団として——構成され、団結と市民としての強い意識がそのすべての成員に浸透し、粗野な民衆も自分たちの支配者に従属させられることがない程度の保障が与えられていた共同体においては、〔何が起きるかを〕理解することは難しくない——改めて言うならば、こうした状況のもとでは、民衆による制裁の力が最大限にまで高められることを理解するのは難しくないのである。読書する公衆は広大な領域に分散していても、その承認の価値が損なわれることはないのに対して、見聞きする公衆は集結していなければならず、そうでなければその承認は効果を失い、無価値となる⁵⁹⁾。

さらに、古代ギリシアの生活の公開性もまた民主制の発展にとって重要な要因となっており、このような公開性の原理が制度化されていたのがアテナイの民主政であった。グロートによれば、

ギリシア人の置かれていた状況はすべて、生活の公開性を促すものであった。……ギリシア人の生活の楽しみのほとんどは公共の場において享受された。……読み書きがそれほど広まっていなかったために、会話こそが思想を広め、多様化させる唯一の手段であった。各人の幸福がこれほどまでに公共との接触から大きく引き出されるところでは、公衆の目から見て卓越していることは、当然、最も鋭い快楽と自己高揚をもたらすものとなった⁶⁰⁾。

全体の利益に關係するあらゆる事柄に関して公開性があり、それらについて不斷に討論がなされていること、公的な評価が支配的な少数者によって完全に独占されることなく

〔誰によっても〕獲得しやすいこと、共同体全体からの尊敬と同意を得るのにふさわしいような政治的資質に対する強い欲求、雄弁術やそれが必要とするようなあらゆる技能や、それにともなう教育制度や精神哲学を奨励すること——これらのすべての特質は、ギリシアにおける他のどのような統治下よりも民主政下において完全な形で見出すことができるし、これらが……ギリシアの卓越性の重大な刺激的原因であった⁶¹⁾。

古代ギリシアの民主政に公開性を見出し、それを積極的に評価したグロートは、他方で公開性の対概念としての秘密性を寡頭制や君主制に見いだし、両者を鋭く対比させた。ここで彼の議論の特徴的な点は、従来アテナイ批判の根拠とされてきたクセノポンやアリストテレスの証言を、結論から切り離して民主政の利点を示す証拠として読み替えたことである。例えば、クセノポンの『ヒエロン』にグロートは、絶対的支配者さえ世評や名誉に縛られるという事実を見出し、公開性の重要性を指摘した⁶²⁾。また、アリストテレスが伝える寡頭制の盟約——「私は人民に対して悪意を抱き、なしうる限りの害悪を彼らにもたらすべく謀るであろう」——は、グロートにとって民主政が公開性によって抑制しようとする邪悪な利益の存在証明とされた⁶³⁾。

このように、グロートはベンサム主義的な政治的公開性論を古代ギリシアに適用しようと試みたが、彼の独自性は、古代ギリシアにおいて実現していた公開性が政治にとどまらず知的文化に波及していたことを強調した点にある。彼は公開性が知的文化の発展をもたらした連鎖を次のように描き出した。

グロートによれば、ギリシアにおける政治的競争の本質は、権力それ自体ではなく、その獲得と保持の手段をめぐる争いにあった。最大の手段は説得の力、とりわけ民衆に対する雄弁であり、民衆の意思と感情を導き得た者が共同体の第一人者となった。それゆえ、民主政においては雄弁が、唯一のものではなかったとしても、最も志向された才能となった。また、公的な事柄は私的な場でも盛んに討論されており、そのような場もまた、個人が卓越を示す機会となっていた。こうして、公的な事柄に関する知識や討論能力への強い需要が生まれ、対話の技術の習得が熱望されることになった。

これらの知的素養が卓越性や権力を獲得する手段として広く追求されると、修辞学を中心におらわる知識分野が教授されるようになり、教育者は尊敬を集め、金銭的にも名声の上でも豊かな報酬を得た。教育者は人間精神の哲学を通じていなければならず、こうして論理学・修辞学・倫理学・政治学がギリシア人の手で学問の地位へと高められて発展していった。

このようにグロートは、古代ギリシアにおいて公開性に根ざした政治的競争が雄弁術や知的素養への需要を生み、それらを教授する教育者や哲学者の登場を促し、最終的にさまざまな学問の発展をもたらしたことを描き出した。公開性が権力の濫用を防止という政治的機能を担っていただけでなく、社会全体の知的開花をもたらした契機となっていたと考え、民主

政を政治的にも文化的にも優越した体制へと位置づける認識こそ、哲学的急進派としてのグロートの議論に独自の色合いを与えるものであった⁶⁴⁾。

4. 哲学的急進主義における古代ギリシア——結びにかえて

1826年に発表された「古代ギリシアの制度」においてグロートは、公開性という概念を二重の位相で把握していた。一方ではそれは権力の濫用を抑制するというベンサム主義的な政治的原理であり（政治的公開性）、他方では市民的能力や文化的創造を支える社会的条件でもあった（社会的公開性）。ここに、哲学的急進派の議論を引き継ぎつつ、公開性を知的・文化的卓越と結びつける独自の観点が見出される。

ベンサムおよびジェイムズ・ミルにとって公開性は、印刷術の普及を前提にした出版の自由と結びつき、政府のあらゆる活動の可視化し権力の統制を可能にするものとして重要視されていた。スコフィールドが論じたように、「良い統治の鍵が公開性」であり、「公開性のための最良の安全を提供したのが代議制民主政」であった⁶⁵⁾。

それに対しグロートは、印刷術のない時代の古代ギリシアにおいても、小規模で緊密な共同体の近接性と開放的な性格が、出版の自由とは違った形で公開性を実現し、直接民主政を支える基盤となっていたことを論じた。言い換えれば、近代において出版の自由が公開性を支える条件となっていたのに対して、古代ギリシアにおいては共同体の小規模性と生活の公開性がその役割を担っていた、という理解を示していた。この公開性があったがゆえに、古代ギリシアでは民主政が機能し、その民主政のもとで文化的卓越性がもたらされていたのであった。

たしかに、グロートに大きな影響を与えたベンサムにとって、古代ギリシアは直接的な改革モデルにはなるものではなかった。女性・奴隸・外來者を排除する制度は、少数者による権力の濫用を防ぐには不十分であったし、統治者と被治者のあいだの利害の一致をもたらし、人民の幸福を増進することができるは、そして公開性を完全に実現できるのは、古代ギリシアのような直接民主政ではなく、アメリカで実現しているような制度的によく工夫された代議制民主政のみであった⁶⁶⁾。

同様にミルも、古代ギリシアの諸国家を実質的には貴族政とみなし、アテナイを現代の改革の範例としては評価しなかった。古代ギリシアで直接民主政を可能にした条件——共同体が小規模で、奴隸の存在のために市民の多くが労働に日々の時間を割く必要がない——は現代には存在しておらず⁶⁷⁾、現代において採用可能であるだけでなく、それ自体としても優れているのは、「現代の偉大な発見」である代議制民主政のみであった⁶⁸⁾。

哲学的急進派の一員として代議制民主政の確立を目的とした議会改革を要求していたグロート自身も代議制民主政の直接的なモデルとしてアテナイをみていたわけではなかったが、

古代ギリシアに公開性を見出し、それを民主政の卓越性の要因として積極的に評価した。この点で、哲学的急進派の一員として代議制民主政の実現を目指していた彼にとって、古代ギリシアは単なる歴史的素材にとどまらず、インスピレーションの源泉となっていたのである。

謝辞

本稿は、第34回日本イギリス哲学会（2010年3月、慶應義塾大学）での口頭発表を基にしたものであり、2024年度東京経済大学個人研究助成費（受給番号24-07）および科学研究費補助金（24K03430）による研究成果の一部である。

注

- 1) Bain (1882) 458.
- 2) Bain (1882) 180は1818年としているのに対して、Grote (1873) 20–21; Clarke (1962) 19; Hamburger (2004) は1819年としている。
- 3) Beauchamp (1822).
- 4) Grote (1821).
- 5) Bentham (1817) xxxvii.
- 6) Ibid., xlvi
- 7) Ibid.
- 8) Mackintosh (1818). この点で、議会改革についての急進派とウィッッグのあいだの違いは程度の問題であったとみなすこともできるが、実際にはそれは依拠する理論の違いに起因するより根本的なものであった。
- 9) ただし、未完の草稿が残されている (Bentham Papers, University College London Library, Box 132, Folio 501)。
- 10) Mill (1820).
- 11) ただし、このミルによるこの論考が、ウィッッグの議論に対する反駁をどの程度、意図したものであったかは議論の余地がある。なお、ジェイムズ・ミルは1825年にはマッキントッシュ批判を含んだ論文「エディンバラ・レビューの議会改革論」を『ウエストミンスター・レビュー』に公表している (Mill 1825)。このウィッッグと哲学的急進派のあいだの論争は、数年後にマコーリーによるジェイムズ・ミル「政府論」批判によってより激しい形で展開されることになる論争の前哨戦とも言うべきものであった。
- 12) Grote (1821) 5, 21.
- 13) これらの改革プログラムのうち、どれを重視するかは哲学的急進派の中で見解の一致があったわけではない。
- 14) Grote (1831).
- 15) Thomas (1969) 264. これらの他にも1820年前後に書かれたとされる手稿類が残されているが、それらからもグロートに対するジェイムズ・ミルやベンサムの影響が強くうかがわれる (E.g. George Grote, 'Harrington's Oceana', British Library Additional Manuscripts [hereafter as BL] 29529. f. 1–10. (二院制批判); 'Government', BL 29529. f. 31–32. (邪悪な利益); 'Independence', BL 29529. f. 11–12. (独立運動))。

- dence of Members of Parliament', BL 29529. f. 37–38. (議員の誓約))。
- 16) 以下の説明は, Turner (1981) 187–244 に依拠している。
 - 17) これらの著作が 1780 年代のブリテンにおいて相次いで出版されたことに関しては, 紀元前 4 世紀のギリシアの衰退についてフランスで行われていた論争の影響が指摘されている。また, ミットフォードがギリシア史の執筆を始めたのはギボンの勧めであったと言われている。なお, 1838 年を最後にミットフォードの『ギリシア史』が再版されることはない。
 - 18) Turner (1981) 194. 政治的にはミットフォードのトーリー的立場と対極にいたジェイムズ・ミルが 1810 年代に息子ジョン・スチュアートの早期教育に際して, そのトーリー的偏見に対する注意を強く喚起しながらも, ミットフォードの著作を教材として用いざるをえなかつたという事実は, 当時におけるこの著作の重要性・広範な受容を示唆しているように思われる。
 - 19) Mitford (1838) iii. 3, cited in Turner (1981) 195.
 - 20) Mitford (1838) iv, 10.
 - 21) Mitford (1838) iii, 9–10.
 - 22) Turner (1981) 198.
 - 23) Brougham (1808) 478.
 - 24) Macaulay (1824).
 - 25) Ibid., 289.
 - 26) Ibid., 293.
 - 27) Ibid.
 - 28) Ibid., 294.
 - 29) 興味深いのは, ミットフォードを批判する際にマコーリーが用いていた, 良いコートのアナロジーをもちいた議論が, 数年後のジェイムズ・ミルに対する彼の批判と軌を一にするものであったことである。彼はミットフォードを批判して, 「統治されることになる人々について正確に知ることなしに, 抽象的な原理に基づいて, ある国制がよいものであると断言するような人は, すべての顧客の服を仕立てるのにベルヴェデーレ・アポロを測ろうとする仕立屋と同じくらいばかげている」と述べているが (Ibid., 289), このような論法はミットフォードと政治的立場がまったく逆であったジェイムズ・ミルの議論を批判する際にも援用されていた。
 - 30) Ibid., 299.
 - 31) Ibid., 300.
 - 32) Grote (1826). グロートによるギリシア研究について公表された最初の成果は, 1826 年に出版されたこの論考であったが, 1846 年に公刊が開始されることになる『ギリシア史』の原稿を彼が書き始めたのは 1822 年頃とされているし (Clarke 1962, 33), 1815 年に書かれたとされるギリシア史に関する草稿が残されていることから, 彼がかなり早い段階から古代ギリシアに関心を持っていたことは明らかである。ただし, 『ギリシア史』に関して言えば, それまでも古代ギリシアに関心を持っていたグロートが 1822 年という時期にこのような事業に着手した直接的理由はよくわかっていない。ジェイムズ・ミルや妻ハリエットの勧めがあったという説もあるが, いずれも史料的裏付けを欠いている (Ibid.)。いずれにせよ, 彼はこの事業に 1820 年代の大部分を通じて精力を傾けていたが, 1830 年代初頭に実践的政治活動へのコミットを深めていくことによって 1840 年ころまでこの執筆作業は中断されることになる。
 - 33) ミットフォードの政治的偏向の強さは, ウィッグや急進派だけでなく, トーリーによってもあ

る程度不満をもたれるようになっており、たとえば、1811年に『クオータリー・レビュー』に掲載された書評においても、その政治的偏向がギリシア史の正確な理解を妨げていることが指摘されていた(Anon. 1811; Turner 1981, 204)。

- 34) Grote (1826) 285.
- 35) その意味で、ミットフォードが独裁的な王政を無条件で擁護していたわけではなかった。ミットフォードが絶対的に認めていたのは混合制体・制限王政であって、ギリシア史における王政についてもこのようなものとして評価していた。もっともこの点についてのミットフォードの議論の曖昧さはマコーリーによって批判されていた。
- 36) Ibid., 331.
- 37) Ibid., 280. ここでいう「科学的」態度は、政治的中立性を含意していたわけではない。グローツは「科学的」な態度に基づく歴史叙述は民主主義の優位を「科学的」に明らかにするものであり、彼らの改革論に「科学的」根拠を与えることのできるものであると考えていた。
- 38) Ibid.
- 39) Ibid., 275.
- 40) Ibid., 278.
- 41) Grote (1996).
- 42) Ibid., 84.
- 43) Bentham (1790) 316, cited in Postema (2014) 40. 公開性や世論法廷をめぐるベンサムの議論については、以下の文献に依拠している。Rosen (1983); Schofield (2006) esp. 250–271; Postema (2014).
- 44) Bentham (1983; 1990).
- 45) Bentham 1983, 36.
- 46) Ibid., 36.
- 47) Ibid., 35.
- 48) Ibid., 36ff.
- 49) Bentham (1983) 35.
- 50) Rosen (1983) 39.
- 51) Bentham (1983) 40.
- 52) Bentham (2012).
- 53) Mill (1821) 265.
- 54) Ibid., 267.
- 55) Schofield (2006) 252ff.
- 56) Grote (1826) 273.
- 57) Ibid.
- 58) ミルは「出版の自由」で次のように述べている。「人民が全体集会に集まることができない限り、このような目的を達成する手段〔悪政への平和的反抗〕は出版の自由以外にはない」(Mill 1821, 265. 強調引用者)
- 59) Grote (1826) 273.
- 60) Ibid., 273–274.
- 61) Ibid., 278–279.

- 62) Ibid., 279.
- 63) Ibid., 290.
- 64) Ibid., 275ff.
- 65) Schofield (2006) 250.
- 66) この事例の選択には、フランス革命の「失敗」を直接民主政に帰し、アメリカ革命の「成功」を間接的・代議制民主政に帰すという戦略もかいまみられるようと思われる。
- 67) Mill (1820) 492–493.
- 68) Ibid., 497.

参 照 文 献

- Anon. (1811) ‘Clavier’s Histoire des Premiers Temps de la Grèce’, *Quarterly Review*, vol. 5, 1–40.
- Bain, A. (1882) *James Mill: A biography*. London.
- Beauchamp, P. [George Grote] (1822) *Analysis of the Influence of Natural Religion on the Temporal Happiness of Mankind*. London.
- Bentham, J. (1790) *Draught of a New Plan for the Organisation of the Judicial Establishment in France: proposed as a Succedaneum to the Draught presented, for the Same Purpose, by the Committee of Constitution, to the National Assembly, December 21st, 1789*. in *The Works of Jeremy Bentham*, 11 vols., published under the superintendence of his executor John Bowring, Edinburgh, 1838–43, vol. 4. 205–304.
- Bentham, J. (1817) *Plan of Parliamentary Reform, in the Form of a Catechism, with Reasons for Each Article: With an Introduction, Shewing the Necessity of Radical, and the Inadequacy of Moderate, Reform*. London.
- Bentham, J. (1983) *Constitutional Code*, vol. I., ed. F. Rosen and J. H. Burns. Oxford.
- Bentham, J. (1990) *Securities against Misrule and Other Constitutional Writings for Tripoli and Greece*, ed. Philip Schofield. Oxford.
- Bentham, J. (2012) *On the Liberty of the Press, and Public Discussion, and Other Legal and Political Writings for Spain and Portugal*. Ed. by Catherine Pease-Watkin and Philip Schofield, Oxford
- Brougham, H. (1808) ‘Mitford’s History of Greece’, *Edinburgh Review*, vol. 12, 478–517.
- Clarke, M. L. (1962) *George Grote: A Biography*. London.
- Grote, G. (1821) *Statement of the Question of Parliamentary Reform: With a Reply to the Objections of the Edinburgh Review, No. LXI*. London.
- Grote, G. (1826) ‘Institutions of Ancient Greece.’ *Westminster Review*, vol. 5, 269–331.
- Grote, G. (1831) *Essentials of Parliamentary Reform*. London.
- Grote, G. (1996) ‘Of the Athenian Government’, in William Musgrave Calder III and Stephen Traskoma eds., *George Grote Reconsidered: A 200th Birthday Celebration with a First Edition of His Essay “Of the Athenian Government”*. Hildesheim, 75–94.
- Grote, Harriet (1873) *The Personal Life of George Grote: Compiled from Family Documents, Private Memoranda, and Original Letters to and from Various Friends*. London: John Mur-

- ray, 1873.
- Hamburger, J. (2004) 'Grote, George (1794–1871)'. *Oxford Dictionary of National Biography*. Oxford, doi: 10.1093/ref:odnb/11677. Accessed 24 May 2008.
- Mackintosh, J (1818) 'Universal Suffrage.' *Edinburgh Review*, vol. 31, 165–203.
- Mill, J. (1820) 'Government', in *Supplement to the fourth, fifth and sixth editions of the Encyclopaedia Britannica*, 6 vols. Edinburgh, vol. iv, 491–505. [小川晃一訳「政府論」, 『教育論・政府論』岩波書店, 1983]
- Mill, J. (1821) 'Liberty of the Press', in *Supplement to the fourth, fifth and sixth editions of the Encyclopaedia Britannica*, 6 vols. Edinburgh, vol. v, 258–273.
- Mill, J. (1825) 'Edinburgh Review on Parliamentary Reform', *Westminster Review*, vol. 4, 194–233.
- Mitford, W. (1838) *The History of Greece*. 8 vols. London,
- Postema, G. (2014) 'The Soul of Justice: Bentham on Publicity, Law, and the Rule of Law', Xiaobo Zhai and Michael Quinn eds., *Bentham's Theory of Law and Public Opinion*, Cambridge, 40–62.
- Rosen, F. (1983) *Jeremy Bentham and Representative Democracy: A Study of the Constitutional Code*. Oxford.
- Schofield, P. (2006) *Utility and Democracy: The Political Thought of Jeremy Bentham*. Oxford. [川名雄一郎・高島和哉・戒能通弘訳『功利とデモクラシー——ジェレミー・ベンサムの政治思想』慶應義塾大学出版会, 2020]
- Thomas, W. (1969) 'James Mill's Politics: the Essay on Government and the Movement for Reform', *Historical Journal*, 12, 249–84.
- Turner, F. M. (1981) *The Greek Heritage in Victorian Britain*. New Haven, CT.